

Western Music, Citizen Formation, and Civilizational Hierarchies: On the Introduction of Western Music to Meiji Japan and the Narrative of Modernization

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-11-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Rudde, Marco メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00060060

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



西洋音楽・国民形成・文明ヒエラルキー —明治日本における洋楽受容と近代化—

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻
ルッデ・マルコ

要旨

本論文は、明治期における伊沢修二と文部省が創立した音楽取調掛の活動を事例に、「近代化」という概念の妥当性を再検討することを試みるものである。「近代化」というのは、人文社会科学の諸分野においてふつうに用いられている用語であるが、あらゆる問題を内包している。この論文では、「近代化」は特に、国家・社会の変容を全体的に捉える概念であるため、社会内の軋轢・対立関係が葬られてしまい、さらに常に「合理化」を前提としている捉え方であるため、それに当て嵌まらない事情を十分に説明できない二つの論点が挙げられる。

キーワード

近・現代史, 音楽史, 明治期, 西洋音楽, 伊沢修二

Western Music, Citizen Formation, and Civilizational Hierarchies: On the Introduction of Western Music to Meiji Japan and the Narrative of Modernization

Division of Human and Socio-Environmental Studies
Graduate School of Human and Socio-Environmental Studies
Marco Rudde

Abstract

The following article deals with the concept of modernity in the humanities. The term “modernity” is commonly used but its associations can cause some difficulties in understanding historical processes. In this article, the activities of the pedagogue and bureaucrat Izawa Shuji and the Music Study Committee on the Introduction of Western Music in Meiji-Era Japan will be examined to illuminate these problems. The focus is placed on two aspects of the modernization narrative: first, the tendency to interpret processes and changes within a society from a generalized perspective, which often leads to overlooking conflicts or antagonisms within a society, and, second, the fact that modernization is generally understood as a process of rationalization, which is insufficient to explain certain processes.

Keyword

Modern history, History of Music, Meiji-Era, Western Music, Izawa Shuji

はじめに

本稿は、私が母校であるドイツのデュッセルドルフ大学に提出した修士論文の第一部を別個の論文にまとめ、若干の書き換えを行ったものである。修士論文は『文明ヒエラルキーと存続する西洋のヘゲモニー—日本における洋楽の受容とその意味について』と題され、明治日本における洋楽受容と、現在に至るまで洋楽の日本社会における支配的な地位の根底をなす文明ヒエラルキー的な言説を扱うものである。本稿では、修士論文の前半で扱った対象を元に、新しい問題を提起しよう。明治期における洋楽受容の機能について、奥中康人は『国歌と音楽—伊澤修二がめざした日本近代』という著書の中で次のように述べる。

いうまでもなく、明治新政府の第一の課題は近代化であった。モデルとなったヨーロッパやアメリカなどの先進諸国から日本はさまざまな文物をとり入れ、模倣することになった。その文脈のなかで西洋音楽は、日本人がワルツを踊ったりオペラアリアを歌ったりするというような音楽文化の西洋化として輸入されたかのように従来は説明されて来た。しかし、鼓笛隊や唱歌が必要とされた理由を丁寧に分析してみると、それらは音楽文化の西洋化ではなく、音楽による日本の近代化、とりわけ日本人の心身の近代化や国民化のための手段として理解されていたことが明らかになるであろう。¹

奥中氏のように洋楽受容を日本「近代化」の一環として論じるのは、この対象を扱う先行研究において一般的な傾向である²。「近代化」とはすなわち、維新後日本の新しい政治エリートは、欧米列国に伍せんがため、身分社会に基づく封建制度を廃止し、西洋諸国を手本とした四民平等や法治主義に基づく中央集権国家を築き、資本主義経済を発展させ、工業化と武装化を推し進めたなどという大掛かりな諸過程を含む用語である。そうし

た近代国家を樹立する過程の中で、国家の支配下に置かれた民衆を、国家の目的に適する人材として機能し、積極的に関与する「国民」に形成することも必要とされた。民衆をこの意味で教化する手段として、音楽とりわけ唱歌も、早くから明治期の改革者に眼目されてきた。その理由で、文部省は唱歌を学校教育の一科目として実施することを図り、明治12(1879)年に音楽取調掛を設置し、教育学者・文部省官僚伊澤修二をその指導役にあてた。当の伊澤修二は、音楽取調掛長・東京音楽学校の初代学長として明治期における洋楽受容、音楽教育の実施に少なからぬ影響を及ぼした人物である。そのため、伊澤修二の音楽・教育論は、本稿の主な対象となる。

しかし、以上のように洋楽受容を単に「近代化」の過程として論じると、その概念に当て嵌まらない事柄が看過しやすい。第一に、日本が西洋列強に伍する目的で社会・国家の「近代化」を成し遂げたという捉え方は、日本社会の内に存在していた様々な軋轢や対立関係が葬られてしまいがちである。そもそも、当時の「日本人」は単一の、同じような目的を持ち、全体としてその目的に向かって行動する集団であったわけではない。西洋諸国に範をとった「近代国家」を作り、欧米列国に伍する目論見は、あくまでも政治・経済・社会エリートの一部が目指し、民衆に対して強制的に貫徹したものであった。明治期に行われていた様々な文化改革(〇〇改良と称せられていた)もその例に漏れない。その大半は、政治・経済・言論界エリートによって発足され、「近代国家」に適する国民文化・意識を創り出すための手法であった。その際、文化改革を目指していたエリートは、民衆の在来の文化や風俗(なかでも江戸時代の町人文化)を有害無益のものと看做し、西洋の文物の導入によって、その改良を図った。そうした文化改革が果たしていた「国民形成」の機能は、もはや様々な先行研究によって明らかにさせられたが³、私は本論文の中で、洋楽受容を事例に、エリートが民衆と対立していた側面を殊に指摘しよう。

第二に、「近代化」というのは、もっとも広い意味で、「伝統」に支配されていた過去との断絶と、「伝統」の束縛から解放された「合理性」に基づく時代への進歩を含意する。洋楽受容を「合理化」の過程として捉える例として、前田紘二が『明治の音楽教育とその背景』において述べることを取り上げよう。

しかしながら、合理性・統一性の高い楽理体系を具備する西洋音楽が比較的教育教材化しやすいのに対して、わが国の伝統音楽やいわゆる世界の民族音楽はそれぞれに個別的・孤立的な色合いが強く、これを体系的にとらえて教材化していくにも何かと困難が伴う。⁴

ここでは、高度に合理化・理論化された西洋音楽と、「伝統音楽」・「民族音楽」の範疇に入れられる日本音楽が対比させられる。西洋音楽は、世界の他の音楽に比べてより発展させた理論体系を有することは否めないが、明治期の改革者が唱えた洋楽受容の必要性を十分に説明できない。なぜなら、まず洋楽受容の主な理由は、以下で述べるように、必ずしもその合理性・論理的な統一性であったわけではない。その上、日本の在来音楽の論理体系を作り、教材にするのは、当時の日本人にとって全く未知の西洋音楽を採用し、定着させるより簡単であるという主張も自明ではない。しかも、伊沢修二らが西洋音楽を単純に模倣するのではなく、西洋・日本音楽を折衷した「国楽」を創り出すことを狙った事実を考慮に入れたら、問題がさらに複雑になる。音楽教育の教材を作るために、それはやや迂遠な方法のように思われる。そうした事柄は、洋楽受容を単に「合理化」の過程として捉えると、うまく説明できない。本稿では、伊沢の音楽理論を検討することによって、洋楽受容の背景にあった合理的よりイデオロギー的な要素を指摘し、伊沢らが認めていた洋楽を受容する必要性の理由を明らかにしよう。

本稿は4章構成である。第1章でまず伊沢修二と音楽取調掛の活動が概略的に紹介される。第

2・3章で伊沢の音楽と教育、なかでも音楽と国民形成に関する思想が論じられる。最後に、第4章で伊沢の音楽理論を検討することにより、西洋音楽の受容が必要とされた理由が明らかにされる。

第1章 伊沢修二と音楽取調掛

明治12(1879)年10月に音楽取調掛が開設され、それによって日本における洋楽の組織的な研究、導入と普及のための基礎的な措置が置かれた。もちろん、音楽取調掛の創立により洋楽の受容が日本で始まったわけではない。幕末期において、諸藩が軍備と兵制の洋式化を行ったことにともない、洋式軍楽を演ずる鼓笛隊が造られ、それによって日本における洋楽の受容が開幕したと言える。維新後の明治2(1869)年、薩摩藩の藩士30人余りがイギリスの軍楽隊長ジョン・ウィリアム・フェントンの指導下、横浜の妙香寺で軍楽伝習生として吹奏楽を学んだ。さらに、宮内省式部雅楽部の伶人たちが1870年代半ばから洋楽の研究に取り組んでいた。それは主に、宮中・外交行事が欧米の慣例を手本に改革され、そうした行事にあたって洋楽の演奏も必要とされた。音楽取調掛はこうしてやや遅い段階に現れたが、洋楽受容の過程の中でその重要性は極めて大きかった。というのは、音楽取調掛を創立する契機となったのは、文部省が日本の学校に音楽教育を導入することをもくろみ、その理由で事前に音楽研究、教員養成などを行う取調所を設置した。つまり、音楽取調掛創立の目標は、軍、宮中、政府の儀礼といった限られた場面ではなく、日本国民一般のために音楽を選定・作曲することであった。以下詳しく述べるように、伊沢修二らが目指していた日本国民のための音楽は、純粋に西洋音楽を採用するのではなく、あくまでも西洋音楽と日本在来の音楽を折衷し、新しい「国楽」を創り出すものであった。

明治元(1868)年3月に、およそ1年前に即位した明治天皇は京都の皇居で「五箇条の御誓文」を公布した。その中で若い天皇は「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」(第1条)、そして「知識

ヲ世界ニ求メ皇基ヲ振起スベシ」(第5条)、また「旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ」(第4条)と宣言した。それはつまり、200年以上徳川幕府に統治され、鎖国の政策を維持していた国を外国に対して開き、体制や習慣を欧米の国々を手本に大きく改革するのは、それ以降日本の政治的な基本方針であるべきという意味である。こうした、後に「文明開化」で知られてきた思潮は、「富国強兵」と称された経済的な発展と軍事力の増強を促進する政策に補われた。このような目論見に何よりも肝腎であるのは、国家の利益と目標を自分自身の関心事と看做し、労働者や兵士の役割を果たせるように十分に躰けられ、教育されている国民だろう。しかし、西洋型の国民国家(ネーション)と民衆に広く普及している民族・国家主義(ナショナリズム)は、明治維新まで日本に存在しておらず、幕藩体制の下で政治や戦争に参加するのは武士の特権であった。この意味では、明治期の改革者にとって国民を形成するのは切実な問題であったことは想像にかたくない。明治5(1872)年に、「邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン」⁵という野心的な目標を掲げて確立された日本史上最初の一般的な学校制度(学制)は、この文脈の中で考えなければならないだろう。

明治時代の最も有名な知識人福沢諭吉は、この問題を明治5(1872)年から明治9(1876)年にかけて順次に発行された『学問のすゝめ』という著作で論じた。福沢が記述する学問観は、教育制度と国民形成の関係を明解にするものであるから、ここでその内容をやや詳しく取り上げよう。福沢は次の一文で議論に取り掛かる。「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと言えり」⁶。したがって、人間はみんな生まれながらにして平等であり、同じく自分の欲求を満たし、他人に妨げられず自由に平穏な人生を送ることを追及している。もちろん、人間には富裕と貧乏、聡明と愚鈍などの違いがある。しかしながら、それらの相違は福沢にとって、前者は学問を身につけ、後者は学問を身につけないこと、つまり教育の度合いの違いのみに起因するものである。それによ

て、教育を習得するのは、自由で、自立した国民を育成することに不可欠である。福沢が目指している学問というものは、従来通りに儒教の古典を勉強するのではなく、むしろ実践的で、生活に必要な知識(実学)を身につけることである。ここまで述べてきたことは既に周知されていることであるが、福沢は次のように続ける。「人たる者は貴賤上下の区別なく皆悉くたしなむべき心得あれば、この心得ありて後に士農工商各々その分を尽し銘々の家業を営み、身も独立し家も独立し天下国家も独立すべきなり」⁷。このように、個人の独立と国家の独立を同一視するのは、福沢にとって最終的にどのような帰結に至るのは次のことからはっきりとなる。「国の恥辱とありては日本国中の人民一人も残らず命を棄てて国の威光を落とさざるこそ、一国の独立と申すべくなり」⁸。福沢はつまり、主として国家を構成する人民の構成要素として個人を捉え、個々人の生活様式や福利は国家の利益と直接に繋がっていると説いている。個人の独立が国家の独立の基礎となるには、国民が学問に励み、独立した存在でなければならない。そのためにも、国民は特に、国益を自分自身にとっての利益と同一視し、国家の威光の毀損を自分自身にとっての屈辱として受け入れ、それを挽回するために自分を犠牲にする心構えを持たないといけない。そのように考える福沢が批判の矛先を向けるのは、彼が「客分意識」と呼ぶもの、すなわち国家の中に暮らし、その便益を享受しながら、国益を自分の関心事と看做そうとしない一般庶民の意識であった⁹。それを説明するために、福沢は戦国時代の出来事を例として挙げる。永禄3年(1560年)に駿河の大名今川義元と尾張の大名織田信長の率いた軍隊が桶狭間で交戦し、今川は戦闘の中で斃れる。武将の死で今川の兵は戦意を失い、戦場から逃げ去った。織田はこうして、軍勢の数で劣っていたのに、勝利を収めることができた。福沢はこの事件を普仏戦争で戦ったフランスの兵士と対比し、フランス皇帝ナポレオン三世がセダンの戦いで捕虜となったのにもかかわらず、フランス軍はプロイセンに対する戦争を続けた事

情を指摘する¹⁰。彼がその対比で言い表そうとすることは明瞭である。過去の封建制度では、具体的な人物や集団に対する忠実や依存に基づくあらゆる関係が存在したが、国家という抽象的なものに対してではなかった。侍は（ヨーロッパの騎士と同じように）彼らが仕える領主を戦いに従い、領主がいなくなると、戦いを続け、自分の命を危険に晒す理由もなくなった。近代国家の国民はそれとは反対に、実際に国家を支配する者と自分自身の利益を顧みずに、リヴァイアサンに身を捧げるべきである。福沢の言う学問の最終目標はしたがって、この意味で国家に忠実であり、国家の目的に役に立つ知識と能力を持つ国民を創り出すことである。

さて、もう一度明治期の音楽教育に話題を戻そう。学制が布告された明治5（1872）年に、音楽教育（小学では唱楽、中学以降は奏楽）は最初から予定されていたが、「当分之ヲ缺ク」¹¹とされ、つまり目下の段階で教材や授業を担当できる教員が不足しているため実現不可能であった。それに先立って調査研究に着手する必要がある。明治8（1875）年に文部省が、師範教育を調査する目的で、留学生の団をアメリカ合衆国に派遣した際、その好機が訪れてきた。ハーヴァード大学を卒業し、現地の状況をよく知っていた官僚目賀田種太郎は団の指導を担当していた。教育学者の高嶺秀夫と神津専三郎の他に、若い文部省の官僚伊沢修二がその使命に参加した。伊沢は嘉永4（1851）年信濃国高遠（現在の長野県）に生まれた。下級武士の家族の長男で、彼は貧しい境遇に育った。10歳のとき、高遠藩の藩校進徳館に入学し、武士の身分相応の概ね儒教的な内容からなる教育を受けた。音楽の教育を受けなかったが、子供の時に太鼓を叩いた逸話が知られている¹²。藩校で優秀な成績を取めたため、慶応3（1867）年から江戸で勉強を続けることを許された。明治2（1869）年明治新政府が東京に本校、南校、東校の3校からなる大学校を洋学の高等教育機関として設立し、各藩の推薦によって16歳から20歳の優秀な学生を人材として募集するため貢進生の制度

を設けた。伊沢も貢進され、明治3（1870）年から大学校南校に入学した。2年間勉強した後、伊沢は南校を卒業し、文部省の官僚職に就き、明治7（1874）年に愛知師範学校長に任ぜられた。次の年にアメリカ合衆国に留学する指令を受けた。

アメリカ滞在中伊沢はマサチューセッツ州ブリッジウォーター師範学校で3年間勉強し、心理学、語学、自然科学などの授業を受けた。唱歌の授業にも参加したが、彼は歌唱能力が乏しかったから、校長に必須科目ではなかった唱歌を免除してもらおうように勧められた。伊沢はその申し出を断り、ボストンで活動していた音楽教師ルーサー・ホワイティング・メーソンの家で週末に個人授業を受けることにした¹³。伊沢にとって特に難かったのは、西洋音楽で用いられる音楽を習得することであったようである。というのは、西洋音楽は七音音階に基づき、伊沢が馴染んでいた四度と七度の音を含まない五音音階に基づく日本音楽とはかなり違うものである。彼は、その困難にかかわらず、西洋の歌唱を習得するように努力したのは、文部省からその指令を受けたからであったかもしれない¹⁴。メーソンは1828年メーン州ターナーに生まれ、伊沢と知り合った時にアメリカにおいて音楽教育者と音楽教科書の著者として既に名を馳せてきた。メーソンは読譜、音階を学ぶための体系的、段階的な教育方法を構想し、1870年から1875年にかけて『The National Music Course』（『国民音楽教程』）という教本を著した。この著作は広い好評を得、メーソンは1876年のシカゴ万国博覧会で自分の仕事を展示できた¹⁵。伊沢との出会いはどのように成り立ったかが明らかでないが、唱歌の実施をなんとか達成するために、この名高い音楽教育者の協力を得ようとした文部省の斡旋があったことも考えられる¹⁶。

明治11（1878）年4月伊沢と目賀田は、日本の学校に唱歌の授業を設けるために必要な音楽、教育方法についての研究に着手することを促す二つの建議書を、文部大輔田中不二磨に宛てた。その一つの建議書は「學校唱歌ニ用フベキ音楽取調ノ事業ニ着手スベキ、在米國目賀田種太郎、伊澤

修二ノ見込書」と題され、唱歌の必要性を次のように説明する。

現時欧米ノ教育者皆音楽ヲ以テ教育ノ一課トス、夫レ音楽ハ学童神氣ヲ爽快ニシテ其ノ勉強ノ勞ヲ消シ、肺臟ヲ強クシテ其ノ健全ヲ助ケ、音声ヲ清クシ、発音ヲ正シ、聴力ヲ疾クシ、思考ヲ密ニシ、又能ク心情ヲ楽シマシメソノ善性ヲ感發セシム。是レ其ノ学室ニ於ケル直接ノ功力ナリ、然シテ社会ニ善良ナル娛樂ヲ与へ、自然ニ善ニ遷シ罪ニ遠カラシメ、社会ヲシテ礼文ノ域ニ進マシメ、国民揚々トシテ王徳ヲ頌シ太平ヲ樂ムモノハ其ノ社会ニ対スル間接ノ功力ナリ。¹⁷

要するに、伊沢と目賀田は唱歌の必要性を根拠づけるため、唱歌が生徒の健康、徳性の育成に対して持つとされる効果を理由として挙げる。しかし、日本には相応しい音楽がないため、唱歌を実施するのはその時点でまだ尚早である。まず日本・西洋音楽を調査研究し、役立つとされる要素から新しい国楽を創出すべきである。唱歌は最初に師範学校に導入し、教員を養成すべきである。最後に、西洋音楽の知識を伝習するために、ルーサー・W・メーソンを招聘するように進言する¹⁸。

帰国後伊沢は東京師範学校長の職に任命され、唱歌の実現に関する計画をより詳しく練り上げた。明治12(1879)年3月に、彼は文部省に音楽伝習所を創立する考案、費用の見積書と一緒に提出した。この音楽伝習所は音楽取調掛という名で同年10月23日に文部省管轄下に設置され、伊沢は掛長に任ぜられた。メーソンは伊沢と目賀田の推薦通り1880年に文部省に招聘され、契約の満了まで助言者・お雇い外国人教師の役割を果たした。他に、伊沢と一緒にアメリカに留学した神津専三郎、箏曲家の山勢松韻(吉田専吉)、雅楽家の芝葛慎、内田弥一、上真行、そして国学者・歌人の稲垣千穎などが係員となった。明治15(1882)年3月にメーソンの契約が満了した後、明治13(1880)年以来日本の海軍でドイツの軍楽を教え

ていたプロイセンの軍楽隊長フランツ・エッケルトがその跡を継いだ。明治20(1887)年10月5日に文部卿森有礼の命令により、音楽取調掛が日本最初の音楽大学(東京音楽学校)に昇格され、伊沢は初代学長に任命された。

音楽取調掛に委託された課題は、伊沢自身が執筆した『洋楽事始—音楽取調成績申報書』に詳細に叙述されている。本書は、音楽取調掛がこれまでに果たした課題ならびに以降目指していた目標を報告するために書かれたもので、もともと文部省に宛てられていた。文部卿大木喬任が序言を付け加え、『洋楽事始』は明治17(1884)年に刊行された。『洋楽事始』の第1部で叙述される音楽取調掛の仕事は次の4点にまとめることができる。

1. 西洋・東洋音楽を折衷し、国楽を創出すること。音楽取調掛は主に西洋音楽を研究するために設立されたが、西洋音楽をそのまま導入するのではなく、洋、和、清(中国)の三音楽を折衷し、新しい「国楽」を創り出すことを目指していた。伊沢の念頭に浮かんでいたのは、ヨーロッパの芸術音楽や日本の雅楽といった管弦楽を模範にする「高尚の音楽」であった¹⁹。

2. 学校における音楽教育の実施を準備すること。音楽取調掛の主たる任務は、音楽教育を実施できるため、適当な歌曲を選定・作曲し、専門的な作曲家・音楽教員を養成することであった。具体的に、教育現場で用いられる歌曲は、主に西洋の歌が想定されていたが、適当とされる日本の歌を採用することも認められていた。西洋の歌曲には基本として新しい歌詞が付けられ、日本の歌曲は、必要に応じて、歌詞が作り直されることもあった。選ばれた歌曲の旋律にメーソンが和音・伴奏を付け、西洋の五線譜に採譜する。最後には、授業用の唱歌教科書と掛け図の編輯が目指されている²⁰。作曲家・教員の養成をできるかぎり早く進めるために、既に日本音楽に経験を積んだ人材を採用し、最初に音楽取調掛が少数の伝習生を受け入れられる。伝習生の一部は将来に師範学校において音楽教員の訓練を担当し、他の一部は新しい楽曲の作曲に取り組むべきである²¹。

3. 俗曲を改良すること。伊沢が特に憂慮していたのは、一般民衆の音楽であった。その音楽は無教養の音楽家が作ったもので、その大部分はしたがって低俗で、猥褻なものである。それで、民衆の道徳性に壊滅的な影響を与えるのみならず、国家の威信にかかわるものでもある。そうした音楽による大衆の道徳的な退廃を防ぐために、「所謂毒を以て毒を救うの策にして」²²、つまりそうした曲を禁じるのではなく、民衆の徳性涵養に利用することが最善の方法である。そのために、その曲のもとと猥褻であった歌詞を新しいのに替えられ、改良された曲を学校における音楽教育によって普及させるべきであると²³。

4. 祝祭日のための楽曲、国歌を選定すること。明治15（1882）年政府が音楽取調掛に依頼した任務である。その時点で、いまだ国歌が日本に存在しておらず、外交行事の理由でその選定が必要とされた。最初に「明治頌」の仮称をつけられ、国歌の歌詞が「先ず尊王愛国の大義に基づき、明治聖世の隆徳」²⁴を讃えるべきである。

音楽取調掛の仕事は一部において速く成果を上げることができた。はやくも明治13（1880）年4月2校の小学校と東京女子師範学校附属幼稚園に、メーソンの指導下で唱歌が試験的に導入された。同年9月音楽取調掛は伝習生の募集を始め、応募者の中から日本音楽に精通し、訓練の費用を自分で負担できる条件を満たす者が採用された。その結果、22人の伝習生が受け入れられ、その中には女性もいた。明治14（1881）年から明治17（1884）年にかけて音楽取調掛は『小学唱歌集』の3巻を授業用の掛け図とともに順次に刊行した²⁵。全部で91曲の歌曲を含む教本は日本最初の唱歌教科書であり、音楽取調掛の仕事の集大成と看做することができる。大体においてメーソンの方法に基づいているが、それと異なるところもいくつかある。メーソンの方法と同様に、『小学唱歌集』で用いられる接近法は体系的・段階的に構造されている。本書は音域の小さい歌から始まり、第1の歌《かおれ》の音域は2度（1点ハから1点ニまで）を含む。第2《春山》と第3《あがれ》

の歌は長3度（1点ハから1点ホまで）、第12の歌《花さく春》は長6度（1点ハから1点イまで）の音域に及ぶ。音域の範囲はこうして、西洋音楽の音階を習得する明瞭な目標で段階的に拡大される。『小学唱歌集』を通して歌曲の難しさも漸進的に増す。第1巻と第2巻の歌曲の大多数は単旋律で、ハ、ニ、へとト長調、割と歌いやすい調が最も頻繁に用いられる。後に多声の合唱曲、そしてより難しいイ、ホ、嬰ホ、嬰イ長調と数少ない短調の曲も出てくる。また、ヨーロッパの旋律に基づき、日本語の歌詞が付け加えられた歌曲が多い。例えば、第20の歌《螢の光》はスコットランドの民謡《オールド・ラング・サイン》、第89の歌《花鳥》はハインリッヒ・ヴェルナーの《野ばら》の旋律に基づく。その他、ハイドンのオラトリオ《四季》の主題やモーツァルトのオペラ《魔笛》のアリア、そしていくつかの民謡から採った旋律に基づく歌曲もある。日本音楽の音階に基づく曲の数は僅かで、全部で8曲に過ぎない。

こうして、『小学唱歌集』は、伊沢が目指していた和洋折衷の理念から程遠い。なお、伊沢が西洋音楽の基礎を学んだ時に自分自身でした経験がある程度『小学唱歌集』の作成課程に影響を与えたと思われる。以上で述べたように、ブリッジウォーター師範学校に留学したとき、伊沢は唱歌を学ぶことでかなり苦勞していた。その主な理由は、幼い時から日本音楽の五音音階に馴染んできた伊沢にとって、西洋音楽の七音音階を習得するのは特に難しかったと考えられる。ことによると、音楽取調掛の掛員はその困難なところを意識していたから、『小学唱歌集』は4度と7度の音を用いない五音音階（後にヨナ抜き音階と呼ばれるようになった）に基づく歌曲を数多く含むものになったかもしれない²⁶。しかし、概して言えば、『小学唱歌集』に含んでいる唱歌は、音楽の面から見れば、きわめて単純なものである。その本当の意味は、音楽より歌詞の教育的な内容にある。この点は、以下述べるように、殊に注目されていた。

第2章 音楽と教育— I. 健康と徳性

音楽取調掛が編輯した『小学唱歌集』の序文で伊沢修二は、音楽の主な機能は彼にとってどの点にあるのかを次のように簡潔に叙述する。

凡ソ教育ノ要ハ徳育智育体育ノ三者ニ在リ。而シテ小学ニ在リテハ最モ宜ク徳性ヲ涵養スルヲ以テ要トスヘシ。今夫レ音楽ノ物タル性情ニ本ツキ人心ヲ正シ風化ヲ助クルノ妙用アリ故ニ古ヨリ名君賢相特ニ之ヲ国家ニ播サント欲セシ。²⁷

伊沢は、自分のメチエの芸術的な側面に重点を置く音楽家の観点から音楽に従事していたわけではなかった。音楽は徳性の涵養に貢献し、有徳で忠実な国民を育成する役割を果たすことから注目に値するという信念は、教育者と熱心な国家主義者という伊沢の立場が持たせたものであった。彼は音楽教育に興味を持ち始めたのは、留学生としてアメリカに渡る前に、愛知師範学校長を務めていた時まで遡る。伊沢の音楽教育に対する興味を掻き立てたのは、アメリカの教育学者マチルダ・クリーゲが著した『子供—その性質と関係』（『The Child. Its Nature and Relations』）という著書であったかもしれない²⁸。本書の中で、ベスタロッチに弟子入りしており、世界初の幼稚園を開設したドイツの教育学者フリードリヒ・フレーベルの教育理論が紹介される。フレーベルの教育理論の中で、音楽は重要な位置を占め、彼は教育的な歌集をいくつか作成した。フレーベルの教育に関する著作は、遊びを子供の自然な行動として中心に据え、彼は運動・表現遊戯を案出して、それを教育的に利用するように努めた。運動・表現遊戯というのは、だいたい子供たちが輪をなし（表現遊戯の場合は、子供たちは一定の事物の形態を真似する）、リズムカルな歌と動きを通して集団の全体と調和し、一体感と共同体意識を育ませる遊戯である²⁹。音楽の教育的な重要性においては、伊沢がフレーベルから刺激を受けたと考えられる。

とりわけ、後に伊沢の教育思想の中で重要な位置を占めてきた唱歌の関係ではその影響が窺わせる。愛知師範学校長の時に、伊沢は自分で運動・表現遊戯を考案する試みを行い、西洋の書物から遊戯の手本を採り、それに日本の歌を付け加えた³⁰。

個々人の健康・徳性と国家・社会秩序の間には関係があるという伊沢の考えは、当時の西洋思想に影響を受けたに違いないが、その根元は儒教的な要素を内包していることも考えられる。儒教思想の古典であり、伊沢が武士階級出自の人物としてよく知っていたに違いない『礼記』の中に『大学』という文書が含まれている。『大学』は儒教的な倫理の中心的文章とされており、その趣旨は次の箴言で簡潔にまとめられている。

古の明德を天下に明らかにせんと欲する者は、先ず其の国を治む。其の国を治めんと欲する者は、先ず其の家を斉う。其の家を斉えんと欲する者は、先ず其の身を修む。其の身を修めんと欲する者は、先ず其の心を正しくす。其の心を正しくせんと欲する者は、先ず其の意を誠にす。其の意を誠にせんと欲する者は、先ず其の知を致す。知を致すは物に格るに在り。³¹

以上のように『大学』は、人格の修養（修身）、また徳の高い模範的な人間性（仁）の養成と国家を統治する能力の間の関係を強調する。元来、『大学』は君主に宛てた倫理的な指導として考案されたものであるが、近代国家が要する積極的・道徳的な国民を養成するための「手引書」としても読めることができる。音楽も中国の思想において人格形成の手法として現れる。同じ『礼記』の中で「禮樂俟天地之情達神明之徳」という箇所がある³²。伊沢は、音楽が人間・社会を改善する手法であると主張する際、この「礼楽」思想が念頭にあったと考えられる。

『洋楽事始—音楽取調成績申報書』において伊沢は、音楽の教育的な効果についての自分の見解

をより詳しく叙述する。本書は「音楽と教育との関係」と題される章を含み、その章は三つに分けられている。一つ目の部分は長・短調の楽曲が与える影響の相違を扱い、二つ目と三つ目の部分はそれぞれ音楽と健康・徳性の間の関係を論じる。以上述べたことに連続するため、ここでまず二つ目と三つ目の部分を紹介しよう。健康に関して言えば、伊沢がここで述べている見解は、「見込書」で述べたこととはさほど異ならず、呼吸器官に対する効果が特に強調される。呼吸器官は、人体中もっとも大切な器官であり、身体の健康はその状態に大にかかるとされる。唱歌によって「声音を練り、体格を正し、呼吸を適度に使用して胸膈を開暢し、以て肺臓を強健ならしむるの効益」³³があると伊沢が述べる。

音楽の徳性に対する効果について、伊沢は要するに、音楽が人間の気分・感情に影響を与えることを、その原因とする。音楽が人間の自然的な本質に根差しており、音楽において表される感情は人間のそれと一致し、それゆえ愉快または憂愁な音楽を聴くと、聴者がそれに相当する気分させられる。したがって、道徳の高いあるいは調和のとれた音楽を歌うと、気分は自ら和らいで改め、悪い考えなどが外から精神に侵入できない。その理由で、社会の風俗を矯正するために音楽ほど優れた手法が他に存在しない。そして、幼い時にその勉強を始めるに越したことはないから、生徒が小学の時から一日も早く適当な楽曲を学ぶのは最善の道である。生徒たちはこうして「温良純正の徳性」³⁴を備わっていれば、教師が彼らを従順な兵士のように指導できる。「故に三軍の将、千万の衆を率い、其進退井然として序を失わず、以て勝を戦野に恣にするは、実に金鼓の力に依て正しく之を指揮するに由れり」³⁵。戦場における陣太鼓のリズムと同様に、教室における唱歌は学校の中の秩序を維持し、国家の意思の代表者である教師にとって生徒の指導を簡単にする。伊沢がこの隠喩で表そうとする内容は明瞭である。大勢の人が一斉に簡単に覚えやすい旋律を歌うのは、共同体意識と連帯感を助長し、さらに、単純で内容を

標語的な形で表す歌詞と相俟って、唱歌は望ましいとされる見解と価値観を伝え、それを歌う・聴く者の肝に銘じさせることを助ける。

音楽は徳育の方法として機能できるために、その目的に用いられる音楽の種類を決めるのは重要である。適当な歌詞を厳密に選定する他に、伊沢は音楽の教育的な効果と音階の間に関係があると考えた。この点において、彼はプラトンの哲学を引き合いに出す。『国家』の第3巻で、プラトンの理想国家に相応しい音楽を論じる箇所がある。プラトンは音楽をミメシス（模倣）の一種類と看做し、それゆえ猥褻、邪悪などとされる如何わしい事物を「模倣」する音楽は、国家から排斥すべきである。なかでも柔弱で哀れっぽい響きをし、酒宴で用いられるイオニア、リディア、ミクソリディア、ヒポリディア旋法、そして笛と複音の弦楽器はプラトンの理想国家で禁じられるべきである。許されるべき楽器はライラとシリックスのみで、音階の中でプラトンは、勇敢さ、好戦的な男らしさと生命力を体現するとされるドリアとフリギアの旋法だけを良いとする³⁶。英雄的な音楽の使用で、プラトンは社会の背徳、淫風と柔弱化を阻止しようとする。伊沢は、プラトンの音階論を西洋音楽の長・短音階に当て嵌めて、それぞれの教育的な価値を説く。

長音階の旋法に属する楽曲は勇壮活潑にして、其快情実に極りなし。之に反して、短音階の旋法に属するものは柔弱憂鬱にして、哀情の甚だしきものとす。故に長音階の楽曲を演ずる者は、心性の淵底より歓楽を覚え、其快情発して容貌に顕われ、之を見聞するものといえども、知らず識らず亦、其快楽を享くるに至る。而るに短音階の楽曲を演ずる者は、哀情計らず、哀歎の感を催し、其外貌に露わるるや、覆わんとするも得べからざるに至る。是を以て幼時長音階に由て薫陶を受けし者は、よく勇壮活潑の精神を發育し、有徳健全なる心身を長養するを得、また幼時短音階に由て教練を受けし者は、柔弱憂鬱の資質

を成し、無力多病なる気骨を求むべし。³⁷

以上の仮説を根拠づけるために、当時の西洋諸国の音楽は、長音階の曲の占める割合が、短音階の曲を大きく上回っていると伊沢は主張する。その主張の前提となるのは、短音階は古代音楽の特徴で、ゆえに長音階と短音階の曲の割合は、国・地域の進歩の程度を判断する基準となると伊沢が考えていたことである。東洋諸国には西洋の長調に相当する音階が存在するが、それらは西洋の長音階ほど発展していないと伊沢は述べる³⁸。その裏付けとして、伊沢は長音階、短音階と両方とも含む楽曲の割合によって配列された西洋諸国のリストを付加する。リストの先頭にドイツが立ち(98:2:0)、それに続いてスイス(92:8:0)、ポーランド(88:10:2)などが並べられ、スウェーデン(14:80:6)とロシア(35:52:13)は末尾に立つ³⁹。このリストには信憑性があるかどうかはともかく、ここで注目に値するのは、長音階と短音階の割合に裏付けられた文明圏(西洋と東洋)の間の文明ヒエラルキーが存在すると伊沢が想定していることである。

第3章. 音楽と教育—II. 音楽教育と国家

明治期における学校制度の発展は、二つの時期に区分される。第一の時期は、明治5(1872)年の学制発布から1880年代前半にかけ、およそ明治前期と重なる期間である。その時には、啓蒙主義、文明開化といった思潮が強く、学制も初めにその影響を受け、教育の内容は比較的に自由主義的であった。第二の時期は、森有礼が文部卿に就任した明治18(1885)年と教育勅語が発布される明治23(1890)年の期間内に始まり、その時期には反動的、国家主義的な傾向が高まり、学校教育の内容もその方向に転換していった⁴⁰。こうした教育制度における方向性の変化は、日本の国家体制が劇的に変遷した時期と重なる。1880年代の時局は、立憲国家を樹立する努力と、それに先立つ数多くの改革の実施に特徴づけられる。明治18

(1885)年12月に行政機関が再編され、維新以降統治の中心的な組織であった太政官が廃止され、欧米の政治体制に範をとった内閣制度に取って代わられた。伊藤博文は、憲法の起草を政府に依頼され、明治15(1882)年ヨーロッパに赴き、ほぼ一年半にわたってドイツとオーストリアの立憲主義の調査を行った。伊藤の草案に基づき、明治22(1889)年に大日本帝国憲法が欽定憲法として発布された。憲法の第3条で、天皇の身分は「神聖ニシテ侵スヘカラス」と定義された。それによって天皇は争う余地のない国家元首として国と社会の中心に置かれた⁴¹。日本の教育制度も、その時勢に沿い、新しく構築された国家体制とそのイデオロギーに適合させるという事情を有していたことは言を俟たないだろう。学校教育の新たな方向づけをはっきり現す文書は、明治23(1890)年10月30日に発布された『教育ニ関スル勅語』である。この短い文章の重要性は学校教育の範囲を遥かに越えた。憲法制定のほぼ1年後に公表された教育勅語は、教育の基本方針は忠君愛国と儒教的道徳に基づくとし、天皇を国家の中心として生徒の脳裏に焼き付けられることがその主な目標であったと言える⁴²。全国の学校の教室に天皇の肖像写真(お御影)と一緒に教育勅語の写しが壁に取り付けられており、祝祭日に学校で行われる儀式では校長が校庭に招集された生徒と教師の前に教育勅語を朗読した。教育勅語の公表に先立って、1870年代末から学校教育の内容が専門知識と西洋思想に偏っているという非難が高まり、日本特有の風習と価値観が学校教育に入れられることが要求された。さらに、政権を握っていた藩閥政府に対する国民の不満が募り、参政権の拡大と天赋人權論を標榜する自由民権運動がその時に勢いを加えていった。こうした背景の下では、民衆のより大きな割合が政治に参加できることを要求する思想の普及を阻止するため、教育制度は内政の道具として重要性を増していた⁴³。

教育思想の領域で、その変化が顕在化したといえるのは、教育関係者の興味がペスタロッチ主義から、ケーニヒスベルクとゲッティンゲンで活動

していた哲学者・心理学者ヨハン・フリードリヒ・ヘルバルトの思想に由来するヘルバルト主義に推移した事情である。明治20（1887）年からドイツの教育学者エミール・ハウスクネヒトが東京帝国大学でお雇い外国人教師として教育学を担当し、その教育方法を日本に導入した。ヘルバルト教育学は教育学と心理学の両分野を結び付け、教育学が19世紀に学問の分野として定着する経過に大いに貢献した。ヘルバルトの理論を受け継いだ教育学者は、その教育法を道徳教育に重点を置く形式主義的な方法まで発展させた⁴⁴。当時の日本の教育家がこのような教育思想を進んで受け入れたのは、1880年代中ごろの教育政策の一般的な傾向からよく説明できる。

この展開の先頭に立っていたのは、明治18（1885）年から明治22（1889）年に暗殺されるまで文部卿の地位に就いていた森有礼であった。暗殺事件の2週間前に、森は演説の中で学校教育は「生徒其の人の為に非ずして国家の為にすることを始終記憶せざる可からず」⁴⁵と述べ、学校教育を主に富国強兵の一環として捉える見解を明らかにした。明治19（1886）年3月に公布された帝国大学令により、東京大学が高等教育機関の中心として「帝国大学」に改造され、教授研究が国家の必須に応じて行われるべきであると規定された。さらに、帝国大学総長は法科大学長を兼任するとされ、大学行政を行うためにその下に文部大臣に任命された評議官が置かれることが決められた。それによって、帝国大学はある意味で政府機関になったと言える。森はその上、義務教育の貫徹を推進し、教科書検定制度の基礎を作った。それ以降は、特に修身、国語、地理、歴史教科書の内容が文部省の審査を受け、一定の基準に適合したら学校での使用が認定された。師範学校は、いまだにそうではなかった場合、兵舎を手本にした寄宿学校に再編された。生徒の日常生活はしたがって、厳格な規則によって縛られており、舎監がその厳守を強制した。兵式体操も明治18（1885）年に東京師範学校に導入され、軍隊式の教育によって教員は順良、信愛、威重という気質に基づく徳性を

身に付けることが期待された⁴⁶。教員の訓練において専門知識より求められていたのは、明らかに教員が、ふつうに兵士に求められているような、国家の意志に自発的かつ無批判に捧げる人格を養成することであった。

明治24（1891）年に発布された『小学校教則大綱』の第1条で、最初に師範学校で実施された新たな教育方針は、小学校教育に当て嵌められる。「徳性ノ涵養ハ教育上最モ意ヲ用フヘキナリ 故ニ何レノ教科目ニ於テモ道徳教育国民教育ニ関連スル事項ハ殊ニ留意シテ教授センコトヲ要ス」⁴⁷。小学における道徳教育の重要性を強調するという趣旨は、伊沢が数年前に執筆した『小学唱歌集』の序言で叙述したことを思い出させる。もちろん、それは伊沢の思想が音楽教育の領域を超えて当時の文教政策に大きな影響を及ぼしたことを意味しない。それどころか、伊沢の思想は当時の教育をめぐる言説と軌を一にし、時間の経過に伴い、同じような方向性を示す。以上で紹介した音楽取調掛時代の伊沢の思想は、だいたいにおいて道徳・国民教育という範疇に入りながら、彼が生涯の後半にますます儒教的な価値観と天皇を中心とする国家有機体説に基礎づけられた国家主義に転じた。

国家を一つの、密接に繋がっている成分で構成された統一した有機体として捉える国体論は日本において江戸時代の後期まで遡る。19世紀の前半、日本の国家主義の前身とも言うべき思想が最初に数少ない知識人の間に流布しはじめた。この思想の中心を成していた要素は、日本の皇室を天照大御神の直接な子孫と看做し、また日本の伝説的な初代天皇神武（即位は紀元前660年とされる）まで遡る永続的な血筋を持つ（万世一系）とすることである。国学者の平田篤胤、会沢正志斎や藤田東湖など水戸学派の思想家は、王朝が頻繁に交代したことによって特徴づけられる中国・朝鮮の歴史に、彼らが唱えた日本の皇室の永続性を対置させた。そうした対照を前提に、彼らは日本の皇室、住民、歴史、文化の有機的な統一性を導き出し、隣国に対する日本国体の「神国・神洲」

としての優越性を主張した⁴⁸。明治期においてその思想が受け継がれ、加藤弘之などの著作の中で西洋の国家論から取り入れた要素と結び付けられてさらに発展させた⁴⁹。

国家有機体説という観念の影響により、以上見たように伊沢のもとと儒教色が強かった個々人の身体的健康・徳性と国益・社会秩序を関連させる思想は、さらなる基礎付けを与えられる。明治23(1890)年6月に国家教育社の集会で行った演説で、伊沢は国家を人間の身体に譬えて自分の国家と教育に関する見解を説明した。伊沢によれば、人間というものは、単に人間の形体が備わっている身体を持つことで十分に定義されておらず、さらにその身体を支配する役割を果たす自我が必要である。自我には世界の様々な事物に刺激される意志と、その意志を実現する行為が所属している。自我、意志、行為は人間の本質の基本要素であり、その中の一つが欠けていけば、それは人間と呼べない。伊沢がこのやや粗末な人類学で言おうとしていることは一目瞭然であろう。これを国家に当て嵌めると、次のような国家像が導かれる。

ソコデ国家ト云フモノハ、無形のモノデハゴザリマスケレドモ、殆ド人間ト同ジ様ニ、其主脳トナル所ハ、元首ト云フモノガアル。従ツテ人間ノ意志ヲ現ハスト同ジ様ニ、其意志ヲ現ハスニハ、議会ト云フモノガアル。人間ノ行為ヲ現ハスト同ジク、其行為ヲ現ハス所ノ政府ト云フモノガアル。而シテ人民ト云フモノハ、恰モ人体ノ細胞ノ如ク、国家ノ分子ヲ組織シテ居ル。⁵⁰

国家を人体のような有機体と国民をその構成員たる細胞として考えたら、個々人と国家との間の関係がどのようなものか、そして国民形成の必要性という問題への答えが自ずと明らかになるであろう。これから残るのは、その国家の具体的な形態とそれに相当する教育の内容への問いである。これまで引用した伊沢の記述は、これに関して曖昧であり、徳性と身体的健康への教育の必要性し

か説かないものである。そうした面は、国家有機体説に関して重要ではあるがやや内容を欠けている。どの類の国家に関してのどのような徳性が求められるのが、伊沢が1890年代以降発言することや、そして音楽取調掛の『小学唱歌集』に含まれている歌詞を検討すれば明らかになる。

音楽取調掛が明治19(1886)年に東京音楽学校へ昇格された後、伊沢は明治24(1891)年まで校長に就き、同時に国家の利益に貢献する学校教育の促進に力を入れた。明治23(1890)年に彼は国家教育社を設立し、以降その指導を担った。同年5月30日の集会で発表された国家教育社の主な目標は次のものであった。「第一、忠君愛国ノ元氣ヲ養成煥発スベキ事。第二、国家教育ノ本義ヲ講明シ其本義ヲ貫徹スベキ事」⁵¹。当社は『国家教育』という機関紙を刊行し、伊沢もしばしばその中で記事を掲載した。明治24(1891)年の『国家ノ各機関ト普通教育トノ関係』と題された論文で、伊沢は普通教育の機能について次のことを述べる。

我国家ノ教育ト云フモノハ [中略] 勿論此万世一系ノ帝室ヲ以テ、中心トシナケレバナリマセヌ。万世一系ノ帝室ヲ中心トスル以上ハ、即チ忠君愛国ト云フ事ヲ以テドコマデモ教育ノ中心トシテ、各般ノ教科ハ、皆此中心ヨリ発シテ往カナケレバナラヌト云フ事ニシナクテハナルマイト思フ。⁵²

つまり、国家教育というのは教育勅語の内容と一致するものである。伊沢はここで述べていることは、国民より臣民への教育を意味するのではないだろうか。さらに興味深いことは、伊沢が『国家教育ノ体系』という別の記事で述べていることである。「夫故ニ又此目的(徳育、筆者注)ニ資スル所ノ唱歌ト体操、此二ツハ必要デゴザリマスカラ、或ル程度ニ至ツテ設クルヲ要シマセウ」⁵³。ここで注目すべきことは、伊沢は唱歌とともに体操を道德教育の必要な手法として取り上げることである。そもそも、音楽教育は伊沢が従

事していたことの一部に過ぎない。その他に、彼は体育や言語障害（とりわけ吃音）の矯正に従事していた。音楽取調掛の仕事をする前に、伊沢は一時的に西洋式体操の導入を図った体操伝習所の指導を担当した。明治28（1895）年伊沢は政府の指令を受け、日清戦争後日本の植民地となった台湾に赴任し、そこで総督府民政局学務部長に就き、明治30（1897）年まで教育制度の樹立に従事した。帰国後、伊沢の功績が認められ、大正6（1917）年死去するまで貴族院勅撰議員に任命された。また、明治36（1903）年には吃音矯正の治療法と視話法を普及させることに力を入れていく楽石社を開設した。伊沢が多様な分野にわたって活躍したのは、さほど驚くべきことではない。というのは、それらの分野の間にはある程度の関連がある。望ましいとされる価値観や態度を伝えるための唱歌は、身体と精神を躰ける手法としての体操と相俟って、日本以外にも国家主義的な国民教育の要素であった。

1880年代以降の教育政策の変遷は、音楽取調掛の仕事にも影響を及ぼしたに違いない。『小学唱歌集』の作成にあたって歌詞の道徳的な適切さが特に注目された事情はすでに述べたとおりである。現に、『小学唱歌集』に含まれている歌曲の中には、当時の保守的な精神を表現する歌曲が何曲か盛り込まれた。最初に目立つ歌曲は、初編の末尾に載せられている「五常の歌」と「五倫の歌」と題される2曲である。表題から簡単に察せられるように、その内容は儒教的な倫理の中心をなす5つの基本的な道徳法則（五常）と5つの基本的な人間関係（五倫）に関するものである。「五常の歌」は特に興味深いものである。儒教の基本的な道徳である仁、義、礼、智、信はそれぞれ5つの節で順次に取り上げられ、その重要性が次のように説かれる。

1. 野辺のくさ木も、雨露の、めぐみにそだつ、さまざまれば、仁ちようものは、よのなかの、ひとのこころの、命なり。
2. 飛驒の工が、うつ墨に、曲もなおる、さ

まみれば、義というものは、世の中の、人のこころの、条理なり。[中略]

5. 月日と共に、あめつちの、循環たがわぬ、さまざまれば、信ちようものは、世の中の、人のこころの、守りなり。⁵⁴

五常に従うというのは要するに、人間本性を構成する要素（ひとのこころの…なり）として描写される。のみならず、五常は自然の万物（草木、雨露）の動きや、最後の一節には、宇宙の森羅万象の動きにさえ譬えられる。学童に儒教的な徳性を涵養するために、そのような方法は確かに巧妙である。

そもそも、仁、義、礼、智、信といった道徳はかなり抽象的であり、また日本以外にも一般的に認められている普遍的な価値観であるから、こうした歌曲は一見問題含みでないもののようにみえる。しかし、「五常の歌」、「五倫の歌」のような儒教的な価値観を唱える曲は『小学唱歌集』の中で、忠君愛国を主題にする曲と一緒に掲載されていると考えたら、その印象はがらりと変わる。忠君愛国の範疇に入る曲の一つは「忠臣」と題され、その歌の二つの節は「忠臣嗚呼忠臣、兄弟の人、忠臣嗚呼忠臣、たぐいなや」⁵⁵という折り返しで終わる。もう一つの《治まる御代》と題される歌は、明治天皇の統治を褒め上げるものである。

1. 治る御代の春そら、ただよう雲もはれにけり、晴るみそらの、その雲は、めぐみの風にはるるなり。
2. おさまる御代の春の風、千里のほかにもみてるなり、みてる恵みの風にこそ、青人草は栄ゆるめ。⁵⁶

もちろん、天皇が自然現象に影響を与えることができるという意味ではない。むしろ、この歌曲も儒教的な意味で捉えないといけなかもしれない。君主の統治にかかわる儒教の理念というのは、君主が何よりもまず優れた徳性により統治することを求めている。君主が優れた徳性を有する

と、彼が統治する権限はいわゆる「天命」、すなわち天（または天帝）から与えられた命令によって認知されているものであると看做される。その理由で、中国の皇帝は「天子」とも呼ばれていた。このことから、君主の統治ぶりと気候条件または自然現象などは密接に関わっているという自然の動きと人間の働きを包括的に捉える観念が生まれた。つまり、徳性の高い君主による善い統治は、良天候、豊作、天災が起こらないことに結びつく。天下を平定する公明正大な支配はこうして天に報いられる。他方、凶作、天災が頻繁に起こるといったことは、天に下される悪い統治を懲罰するものと看做される。孟氏など儒教の思想家たちによれば、そうした場合は君主が徳性を失ったことを意味するから、彼の統治はもう天に認知されていない。つまり、君主は天命を剥奪され（革命）、彼の支配はしたがって正当なものではないと言わざるを得ない。以上の曲の内容は要するに、儒教思想の「天命」という観念を示唆することによって、明治天皇の統治を「聖世」として描くために造られたということが言える。

『小学唱歌集』に含まれている最後の歌曲の中では、結局忠君愛国の最終的な結果が主題となる。この曲は「招魂祭」と題され、第2節が示すように戦死者が記念される行事のために作曲されたものである。「ここにまつる、戦死の人、骨を砕くも、君のため、国のまもり、世世のかがみ、ひかり絶せじ、其光り」⁵⁷。この類の曲が『小学唱歌集』に盛り込まれた理由は、音楽取調掛が祝祭日において歌われる歌曲を選定するように文部省に委託されたことである。明治24（1891）年6月17日に文部省は、特定の祝祭日に小学校において従うべし儀式の順序を定めた「小学校祝日大祭日儀式規程」を公布した。それにより、「招魂祭」といった祝祭日で行われる行事のために作られた歌曲が重要な役割を果たしてきた。「小学校祝日大祭日儀式規程」によって定められた儀式の順序というのは、生徒と教員が校庭に集まり、天皇と皇后の肖像画の前で万歳を唱え、そして校長が教育勅語を朗読し、訓示を行うなどを含む。こうし

た行事で歌われる曲も定められ、そのほとんどは『小学唱歌集』から採られた曲である⁵⁸。

なお、『小学唱歌集』の全体においてこうした儒教的内容を持つ曲は比較的にかさい割合を占めるにすぎない。大多数の曲は、自然、日常生活、人間関係などといったことをテーマにする。このような曲は、一見しただけでは問題を持たないもののように思われるが、よく考えれば必ずしもそうではない。というのも、例えば自然を主題とする唱歌はだいたい、日本の典型とされる自然風景を特徴づける事物、すなわち山岳、桜と花見、松、秋と紅葉、鶯と燕、富士山などを扱う。つまり、日本列島の自然風景は、国家を象徴するものとして取り上げられ、学童に日本という国のイメージを与えるための媒介として利用される。それだけではなく、日本の自然風景や地理を主題とする唱歌には、もう一つ注目に値する面がある。「螢の光」という歌の最後の一節には次の歌詞が出てくる。「千島のおくも、おきなわも、やしまのうちの、まもりなり、いたらんくくに、いさをしく、つとめよわがせ、つつがなく」⁵⁹。ここでは、明治12（1879）年いわゆる「琉球処分」政策で日本に強制的に組み入れた沖縄と、明治8（1875）年日本とロシアとの間の国境を確定させた樺太千島交換条約によって日本の領土となった千島は、日本本土の「まもり」とされる。こうして、日本の領土拡張と他民族支配が謳い上げられ、日本の植民地帝国としてのイメージが学童の脳裏に焼き付けられる。

第4章. 西洋音楽は何故必要なのか —伊沢の音楽観

本章では、西洋音楽の受容が道德教育に必要であると伊沢が考えた理由を明らかにしよう。ここまで述べてきたように、伊沢は西洋音楽をそのまま採用することではなく、西洋・東洋の音楽を折衷し、新しい国楽を創り出すことを目指していた。しかし、伊沢がもともと目指していた、和・清・洋楽を同等に研究し、新しい国楽を創り出す

ために折衷するという目標は、洋楽なかでも現在のいわゆるクラシック音楽への偏重に道を譲った⁶⁰。遅くとも東京音楽学校が設立された時、日本音楽は西洋音楽に対して副次的な地位に落ち、教育課程において周辺的にしか扱われていなかった。日本在来の音楽がもちろん完全に姿を消したわけではなく、民衆にまだ人気を呼び続けていたが、学問的関心と一般教育の対象としては低く評価されるようになった。この展開の原因は国楽という概念じたいに潜在していると考えられる。より正確に言えば、伊沢が国楽を創り出すために「東西二洋」の音楽を折衷する必要があると考えていたのは、この展開に関してかなりの意味を持つ。そもそも、西洋音楽を国楽創出のために採用する必要があるのは、まったく自明な考えではなく、また、伊沢が日本の一般民衆の音楽を「低俗」や「猥褻」と看做したことからもそれは十分に説明できない。なぜなら、日本には庶民の音楽以外にも雅楽や能で用いられる音楽など、国楽の手本と成りえたより高尚な音楽の種類が存在していた。伊沢は、洋楽受容の必要性を次のように説こうとする。伊沢によれば、音楽は人間の感情に根ざし、その普遍的な表現形式であるという説がある。そして、洋楽は「東洋蛮楽」⁶¹より進歩した発展段階に達しているから、それを日本音楽より完全に優先させるべきであるという。他方、各国には、その国特有の言語、文化、国民の独特な性格、風土の情勢などがあり、従ってその国の音楽もそうしたあらゆる特徴の表現であるから、外来音楽を導入することは無益であるという説がある。伊沢は、その二つの説はいずれも間違っていないと認め、中道的な立場をとる。目指すべき国楽はかくして、日本音楽の民族的な特徴と西洋音楽の進歩した技法、形式を折衷するものである⁶²。

それは伊沢独自の考えであったわけではない。国楽創出のもう一人の唱道者であった神田孝平は、明治9年(1876年)10月に明六社の雑誌にその問題を扱う記事を掲載した。明六社とは、明治6年(1873年)に結成された当時影響力をもった知識人の結社であった。神田の他に、福沢諭吉、

加藤弘之、西周、森有礼などがその集団に参加していた。明六社の一員は啓蒙主義者の自己理解を持ち、「文明開化」の標語を掲げ、西洋思想の導入と普及により、日本の文化、社会の「近代化」を目指していた。神田は「国楽ヲ振興スヘキノ説」という記事で次のように述べる。日本には様々な音楽の種類が存在し、一つには公家の雅楽、武士の能楽など、また一つには一般民衆の音楽がある。しかし、上流階級の音楽は一般民衆にとってあまりに高尚すぎて、下層階級の音楽は低俗で、猥褻である。その理由で、社会全体に相応しい音楽が日本に存在しないと神田は断言する。伊沢と同じように、神田は西洋音楽をそのまま採用することを拒む。その代わりに、在来音楽の要素から社会の各階級が享受できる、西洋音楽の基準に適った新しい国楽を創り出すべきであると神田は主張する⁶³。つまり、階級と関わりが深い日本音楽とは反対に、西洋音楽は社会全体に一般化可能であるから国楽の模範にすべきという見解が当時の知識人であったと思われる。

伊沢には神田と同じような考えが念頭に浮かんだに違いないが、彼の考察にはもう一つの要素が目立つ。「洋楽事始」に伊沢が執筆した音楽史を扱う一章がある。古代まで遡り、伊沢は西洋音楽と日本音楽の歴史的発展を比較し、その二つの起源と発展経緯について自分の説を叙述する。彼の立論の核心を成すのは、日本(と中国)の音楽で用いられる音階は西洋音楽の音階と本質においてそれほど異ならない主張である。「以上列举する所の諸証によりて見るときは、我音律と西洋の音律とは、豪も異なる所なしと論決して可なり」⁶⁴。そのことから伊沢は、アジアとヨーロッパの様々な音楽はみな同じ起源を持ち、その起源はインドにあると推測する。アリア民族の移動により、インド音楽はまずエジプトに、そこから古代ギリシャに辿り着いた。それと同じように、インドを後にした移動民族にもたらされた音楽は中国と朝鮮半島を経て、紀元1千年紀中ごろに日本に到来した。「蓋し、アリア民族の一部は西方に向けて移転し、なお一部は東方に向けて故郷を

出ですが、印度の音楽を支那に伝えるは、即ち此東方に向いて漂泊したる者なるべし」⁶⁵。伊沢は二つの仮定に基づいてこの結論に達する。一つには、当時の知識の程度によれば笛が最も古い楽器であり、その由来がヒンドゥー教のクリシュナ崇拜にあると伊沢は推測する。もう一つには、伊沢は音階の比較を、西洋音楽と日本音楽の間になんらかの関係性があることを証拠するものと看做す。

其理、例えば地質学上に於て、太古の時代に属したる生物の化石と為りて今日見るべきものあるときは、之に因て数百万年の往時を眼前に提出するを得るが如し。抑々音楽上の化石とも云うべきは音階なり。⁶⁶

つまり、自然科学における化石の研究と同じように、音階の研究が音楽の起源と発展を明らかにすると伊沢は考える。東西音楽が同じ起源を持つ主張をさらに根拠づけるために、彼は当時日本で用いられていた音階とヨーロッパの古代（特に古代ギリシャ）、中世（古代ギリシャの音階とおおまかな関連がある教会旋法）に用いられていた音階を比較する。古代ギリシャの音楽は中国・日本音楽の種類のおおかたと同様に五音音階に基づく事実から、伊沢は次の推測を述べる。

蓋し此希臘の音階と、現今本邦人の俗曲に用うる音階と相同じきは、是即ち音楽の人性自然に基く所以にして、彼此の二国、音楽の大源を一にし、其進度を同じゅうする所以なりとせざるを得ざるなり。⁶⁷

結局のところ、伊沢は19世紀の日本音楽、とりわけいわゆる「俗曲」と2000年以上前に現れた古代ギリシャの音楽の発展段階（進度）が同じであると考える。明治時代に19世紀のヨーロッパの文明が全体として日本の文明に優れているという考えは、日本の知識人の間に広く行き渡っていた。文化の面に関して言えば、なかでも江戸時代に隆盛していた町人文化は、明治期のもっぱら武士階

級出身であった知識人と改革者にとって目の上の瘤であった。もはや徳川幕府の時代に、三味線音楽、歌舞伎、浄瑠璃、浮世絵などが、武士の風習、道徳観と相反するものとして幕府による規制、禁止の標的となった⁶⁸。明治時代に入って、その町人文化に対する蔑視が新しいエリートの大半に受け継がれた。江戸時代の庶民の風習、芸術などが遊廓の花柳界を謳う猥褻なものであり、風俗を退廃させ、日本の威信を落とすとされ、明治新政府はその文化の悪影響を新たな規制によって堰き止めようとした。例えば、明治2（1869）年2月に東京府が「市中風俗矯正」の町触れを發布し、銭湯における男女混浴、公の場での裸、入れ墨、春画などを禁じた。明治5（1872）年11月に太政官は「違式誹違条例」を制定し、それらの規制を全国的に定めた⁶⁹。もう一つの例は、明治19（1886）年に結成された演劇改良会である。演劇改良会とは、明治21（1888）年に伊藤博文の娘婿である末松謙澄の先導で創立された改良運動の一つであり、会員は伊藤と末松の他に、井上馨、森有礼、渋沢栄一、戸山正一、福地桜痴、依田学海など政治・経済・言論の主要人物であった。演劇改良会の会員は、猥雑低級とされた歌舞伎を西洋の演劇を模範とした「新歌舞伎」に改革することを目指していた⁷⁰。こうした見解は、エリートが卑しめた庶民文化だけでなく、日本文化の全体を包含する偏見であった事実は、福沢諭吉が明治8年（1875年）に著した『文明論之概略』を読むと明らかになる。その中で、彼は世界の文明圏を三つの段階にわけた。一つ目はアフリカとオセアニアに代表される「野蛮」か「未開」の段階で、二つ目は中国、日本、オスマン帝国などが所属する「半開」の段階、そして三つ目は西洋諸国だけにあたっている「文明」の段階である。二つ目と三つ目の段階の主な差異の一つとして、福沢は次の主張を挙げる。「未開」の段階と違い、「半開」の段階に所属する国においては、政治・国家の組織化が既にある程度進んでおり、そして学識、職人の能力や技術も高い水準に達している。しかし、「半開」の人々は受け継がれてきた習慣と伝統的

な事物に固執するから、それ以上の進歩が期待できない。文明の人々、つまり西洋人は、それにひきかえ、伝統に束縛されておらず、常に新しい知識と発明を追求するから、絶えることのない進歩が続ける⁷¹。伊沢は『洋楽事始』の文章において福沢を引き合いに出していないため、そこからの影響があるかどうかは明らかではないが、彼の音楽についての理解は当時の文明論と軌を一にする。

以上のことを考慮に入れると、伊沢の日本音楽が西洋音楽に遅れているとする結論は既に決まったものであり、五音音階の使用はその立ち遅れの象徴となる。他方、ここでは伊沢の思想の中心的な要素が浮き彫りになる。ブリッジウォーター師範学校を卒業した後、伊沢は明治11年(1878年)5月に帰国するまでハーヴァード大学に聴講生として入学し、自然科学、地質学などの講座を受けた。その際、彼はダーウィンの進化論を知るようになった。明治時代中ごろ、特に1880年代以降ハーバード・スペンサーの作品が日本でますます受け入れられ、進化論は日本の知識人の間に流布し始めた。なかでも法学者の加藤弘之、穂積陳重の著作において進化論の影響が大きく、二人はスペンサーの思想の普及に少なからず貢献し、日本における社会ダーウィニズムの先駆者になった。こうして、ダーウィンの進化論は生物学の範囲を超えて一般化された思想的枠組みとなり、社会・文化の現象を説明するためにも引っ張り出されるようになった。伊沢は帰国後ダーウィンの進化論の熱心な唱道者であったトマス・ハクスリーの論文、講座を自分で翻訳し、出版した⁷²。『洋楽事始』の中で述べられている伊沢の音楽史観は、まさにダーウィン進化論の概念を音楽に当て嵌めて、その発展と性質を理解しようとするものである。ダーウィンの進化論による、現存する生物の種類が同じ起源から発生した概念と同じように、ユーラシア大陸の音楽は同じ起源に由来し、それぞれの地域の音楽の現在のありさまは、その地域の文明的水準に相当する異なる発展段階を代表する。音楽史を扱う章の終わりに伊沢は次のような結論に達するのはしたがって不思議ではないであろう。

由是觀之、該自然音階の表出せしは、西紀千五百五十年(永祿元龜の頃)より同千七百五十年(宝曆明和の頃)に至る間に在り。則ち其完成に達せし後、なお二百年に至らざるものとす。従是西樂は日に進み、我樂は否ず。⁷³

ヨーロッパの音楽の発展経緯はこうして、普遍的な進歩モデルのように扱われる。伊沢は、日本音楽は独自の歴史的発展の結果として生まれたものと看做さない。そうであれば、日本音楽を西洋音楽との比較によって理解し、評価するのは、そもそも疑わしい営みだろう。日本音楽の西洋音楽と異なるところは、伊沢にとって単にその立ち遅れを意味するものにすぎない。

おわりに

論文の冒頭に挙げた二つの論点を踏まえて結論を出そう。第一に、伊沢にとって洋楽受容は、最終的に日本独特の「国楽」を創り出し、彼が目指していた近代国家に適当な国民を形成するための手法であった。しかし、彼の音楽(なかでもいわゆる「俗曲」)にまつわる言説の中で、明治期の他の知識人と共通していた一般民衆の風習・文化との対立的な立場が窺える。伊沢の観点は首尾一貫として旧武士階級出身・官僚エリートのものであり、民衆・文化の在り方は彼にとってあくまでも国益・国力に貢献し、それに服従すべきものである。そのことから、当時の民衆・文化の状態は、伊沢といった改革者の理想と相反し、「矯正」・「改良」すべきものと看做された。第二に、伊沢が洋楽受容の必要性について様々な説を叙述するが、それらは悉く薄弱な根拠に立つものである。長音階の短音階に対する優れた教育的な効果、七音音階は音楽が高度に進歩したことを表し、五音音階に基づく日本音楽はそれゆえ古代ギリシャ音楽の発展段階に相当するなどという見解は、牽強附会の説にすぎないようにみえるかもしれない。しかし、伊沢が述べているそうした見解は、その時代

のイデオロギー的な風潮、つまり西洋文明の全面的な優越性が暗黙のうちに認められていたことを背景とするものにほかならない。以上述べたように、それは音楽だけではなく、芸能（歌舞伎）、性道徳・風俗（銭湯における男女混浴、春画の禁止）、さらに建築（明治期における擬洋風建築、大正時代における住宅の西洋化を推し進めた生活改善同盟会）、福沢諭吉と高橋義雄が唱えた肉食や白人との雑婚による「日本人種改良」など、ほとんど全ての領域に行き渡っていた考え方である。このイデオロギーに立脚している伊沢の音楽理論では、洋楽の受容は合理化に基づく近代化として捉えられているわけではない。彼はむしろ、忠君愛国と儒教的な徳目に基づく国家・国民像、さらに西洋と日本の間に想定された文明ヒエラルキーを前提とし、洋楽の受容と音楽教育の必要性を根拠づけたのである。

本稿で指摘した問題点は、従来の研究において認められていないわけではない。しかし、洋楽受容の過程を「近代化」・「合理化」として論じることによって、本稿の冒頭で取り上げた先行研究の引用から窺えるように、その過程を全体として肯定的に捉える傾向がある。つまり、洋楽受容には国家主義的・文明ヒエラルキー的な背景があったとしても、それは、とどのつまり、日本の「近代化」を成し遂げるために必要で不可避な偉業であったと看做されることが多い。しかし、そうした「近代化」概念に基づく機能主義的な捉え方は、洋楽受容をはじめ、明治期において行われたあらゆる「近代化」・「欧米化」政策を全て説明するのに適切ではない。そもそも、「近代化」は国家・社会・経済の発展を把握するための用語で、その概念を芸術など他の領域に当て嵌めることにはやや無理がある。伊沢ら明治期の文化改革者は確かに、芸術をもって「近代的」な国民国家に適する国民意識の育成を目指していたが、それは当時の文化政策の一面しかなかった。その他に、以上述べてきたように、たいいてい武士階級の出自を持つ明治期の知識人が江戸時代から引き継いだ町人文化に対する蔑視、西洋列強に対する劣等感と競争意識と

いった諸側面があった。そうした事柄は、洋楽受容の過程、そして日本における洋楽の歴史を理解するために極めて重要であるが、「近代化」という類型的な捉え方によって、その理解が妨げられてしまう。

【注】

- 1 奥中康人『国家と音楽—伊沢修二が目指した日本近代』（春秋社、2008年）vi頁。
- 2 明治期における洋楽受容についての重要な先行研究としては、前掲奥中『国家と音楽—伊沢修二が目指した日本近代』の他に、中村浩介『近代日本洋楽史序説』（東京書籍、2003年）、千葉優子『ドレミを選んだ日本人』（音楽之友社、2007年）、塚原康子『一九世紀における西洋音楽の受容』（多賀出版、1995年）がある。明治の音楽教育については前田紘二『明治の音楽教育とその背景』（竹林館、2010年）、供田武嘉津『日本音楽教育史』（音楽之友社、1996年）、山東功『唱歌と国語—明治近代化の装置』（講談社、2008年）がある。
- 3 音楽と国民形成については、奥中康人『国家と音楽—伊沢修二が目指した日本近代』（春秋社、2008年）、山東『唱歌と国語—明治近代化の装置』（講談社、2008年）の研究が重要である。
- 4 前田紘二『明治の音楽教育とその背景』（竹林館、2010年）2頁。
- 5 山住正己『日本教育小史—近・現代』（岩波新書、1987年）26頁。
- 6 福沢諭吉『学問のすすめ』（岩波文庫、1978年）11頁。
- 7 同前13-14頁。
- 8 同前25頁。
- 9 同前34頁。
- 10 同前35-36頁。
- 11 中村浩介『近代日本洋楽史序説』（東京書籍、2003年）523頁。
- 12 前掲奥中『国家と音楽—伊沢修二が目指した日本近代』27-30頁。
- 13 同前137-138頁。
- 14 同前146頁。
- 15 前掲前田『明治の音楽教育とその背景』47-51頁。
- 16 前掲奥中『国家と音楽』139-142頁。
- 17 供田武嘉津『日本音楽教育史』（音楽之友社、

- 1996年) 231頁。
- 18 同前。
- 19 伊沢修二(著), 山住正己(注)『洋楽事始—音楽取調成績申報書』(東洋文庫, 1971年) 5-7頁。
- 20 同前22-24頁。
- 21 同前6-7頁, 154-159頁。
- 22 同前288-289頁。
- 23 同前26-28頁, 288-295頁。
- 24 同前300頁。
- 25 前掲伊沢『洋楽事始』, 160-279頁。「小学唱歌集」は前掲 伊沢・山住『洋楽事始』に含まれているから, 「小学唱歌集」を引用する際, 『洋楽事始』を脚注に記す。
- 26 千葉優子『ドレミを選んだ日本人』(音楽之友社, 2007年) 108-109頁。
- 27 前掲伊沢『洋楽事始』 161頁。
- 28 前掲奥中『国家と音楽』 102頁。
- 29 同前113-114頁。
- 30 同前111-112頁。
- 31 宇野哲人(訳注)『大学』(講談社学術文庫, 1983年) 34-35頁。
- 32 前掲中村『近代日本洋楽史序説』 544頁。
- 34 同前110頁。
- 35 同前。
- 36 Platon『Der Staat. Über das Gerechte』(Hamburg, 1996年) 103-108頁。
- 37 前掲伊沢『洋楽事始』 106-107頁。
- 38 同前107頁。
- 39 同前108-109頁。
- 40 牧原憲夫『民権と憲法』(岩波新書, 2006年) 134-135頁。
- 41 三谷太郎『日本の近代とは何であったか—問題史的考察』(岩波新書, 2017年) 221-224頁。
- 42 同前226頁。
- 43 前掲山住『日本教育小史』 34-40頁。
- 44 山東功『唱歌と国語—明治近代化の装置』(講談社, 2008年) 107-109頁。
- 45 前掲山住『日本教育小史』 46-47頁。
- 46 同前49-51頁。
- 47 前掲前田『明治の音楽教育』 127頁。
- 48 田尻祐一郎『江戸の思想史—人物・方法・連環』(中公新書, 2011年) 188-190頁, 199-206頁。
- 49 岩崎允胤『日本近現代思想史序説—明治期前編(下)』(新日本出版社, 2002年) 68-86頁。
- 50 伊沢修二「国家ノ各機関ト普通教育トノ関係(1891年)」, 信濃教育会(編)『伊沢修二選集』(信濃教育会, 1958年) 527-536頁。
- 51 前掲奥中『国家と音楽』 197頁。
- 52 前掲伊沢「国家ノ各機関ト普通教育トノ関係」, 『伊沢修二選集』 527-536頁。
- 53 伊沢修二「国家教育ノ体系(1891年)」, 前掲信濃教育会(編)『伊沢修二選集』(信濃教育会, 1958年) 47-72頁。
- 54 同前193-194頁。
- 55 同前252頁。
- 56 同前268頁。
- 57 同前276頁。
- 58 前掲山住『日本教育小史』 60-61頁。
- 59 前掲伊沢『洋楽事始』 180頁。
- 60 前掲千葉『ドレミを選んだ日本人』 37頁。
- 61 前掲伊沢『洋楽事始』 4頁。
- 62 同前4-5頁。
- 63 神田孝平「国楽ヲ振興スヘキノ説」, 山室信一・中野目徹(校注)『明六雑誌(中)』(岩波文庫, 2008年) 149-153頁。
- 64 前掲伊沢『洋楽事始』 55頁。
- 65 同前88頁。
- 66 同前64頁。
- 67 同前65-66頁。
- 68 前掲千葉『ドレミを選んだ日本人』 30頁, 217-221頁。
- 69 下川歌史『混浴と日本史』(筑摩書房, 2013年) 173-175頁。
- 70 倉田喜弘『芸能の文明開化—明治国家と芸能近代化』(平凡社, 1999年) 260-269頁。
- 71 福沢諭吉『文明論之概略』(岩波文庫, 1995年) 25-26頁。
- 72 森田尚人「伊沢修二の『進化原論』と教育学を読む—明治初期教育学と進化論」, 『彦根論叢』 383号, 3/2010, 1-33頁。
- 73 前掲伊沢『洋楽事始』 88頁。